

## 【新型コロナウイルス感染症の対応につきまして】

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染症の影響によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当所では、本来給付対象外である、新型コロナウイルス感染症での自宅療養につきましては、「みなし入院」として給付の対象とさせて頂いておりますが、9月26日以降につきましても、新型コロナウイルスに有症状にて陽性者登録センターに登録した上で自宅療養をした場合、登録された事を証明する書類をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

## 【給付金申請証明書類について】

給付金申請書に、陽性者登録センターに登録された事を通知するメールの写しを証明書類としてご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

※その療養期間は療養開始日から一律7日間をみなし入院期間とします。

※当所としては、加入者の皆さんの公平な取扱いの為に、上記のとおりとさせていただきますことをご理解頂きますようお願い申し上げます。尚、この取扱いは当分の間、同様と致します。

## 【申請に必要な書類】

- (1) 給付金請求書（2枚複写になっているため、当所から郵送します）
- (2) 陽性者登録センターに登録された事を通知するメールの写し

札幌商工会議所 共済事業室



0120-107-620

TEL: 231-1362